

電気通信工事に係る施工管理技術検定に関する検討会

とりまとめ

平成29年6月

電気通信工事に係る施工管理技術検定に関する検討会

電気通信工事に係る施工管理技術検定に関する検討会とりまとめ

目次

I はじめに

II 電気通信工事に係る施工管理技術検定創設に向けた検討

- (1) 検定種目及び検定技術について
- (2) 試験の科目及び基準について
- (3) 受検要件について
- (4) 受検要件における指定学科について

III おわりに

電気通信工事に係る施工管理技術検定に関する検討会とりまとめ

I はじめに

「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第13回）」（平成28年10月19日）において、監理技術者の要件としての新たな国家資格の必要性について議論され、電気通信工事に係る施工管理技術検定の創設について早期の検討が必要であり、これについて別の場で検討を行うことが提言された。

このため、平成29年2月に「電気通信工事に係る施工管理技術検定に関する検討会」が設置され、電気通信工事業に係る施工管理技術検定の創設に向け、施工管理技術検定で対象とする技術、試験科目、試験基準、受検要件等について検討を行った。

今般、当検討会の審議内容を次のとおりとりまとめる。

II 電気通信工事に係る施工管理技術検定創設に向けた検討

(1) 検定種目及び検定技術について

電気通信工事に係る施工管理技術検定について、検定種目及び技術検定で対象とする技術（検定技術）は、主任技術者及び監理技術者の職務及び既存の検定種目の記載を踏まえ、次表のとおり整理することが適当である。

検定種目	検定技術
電気通信工事 施工管理	電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

(2) 試験の科目及び基準について

既存の検定種目の試験科目及び試験基準等を踏まえ、電気通信工事施工管理技術検定の試験科目及び試験基準を次表のとおり整理することが適当である。

その際、表中の電気通信設備の例示は、建設業法で規定する電気通信工事業の建設工事の内容では「有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等」とされているところであるが、現状を踏まえ、「有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等」とした。

○一級

試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
学科試験	電気通信工学等	<p>1 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等（以下「電気通信設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>
	施工管理法	電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。
	法規	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。
実地試験	施工管理法	設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。

○二級

試験区分	二級技術検定試験科目	二級技術検定試験基準
学科試験	電気通信工学等	<p>1 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。</p> <p>2 電気通信設備に関する概略の知識を有すること。</p> <p>3 設計図書に関する正確に読み取るための知識を有すること。</p>
	施工管理法	電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。

	法規	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。
実地試験	施工管理法	設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。

(3) 受検要件について

既存の検定種目と同様に定める学歴に応じた実務経験年数による受検要件とは別に、電気通信工事業の主任技術者の要件に位置付けられている「電気通信主任技術者」について、受検要件に位置づけることが適当である。なお、受検に必要な実務経験年数は、電気工事業における電気主任技術者と同等に次表のとおり設定することが適当である。

○一級

資格	受検に必要な実務経験年数
電気通信主任技術者	資格者証の交付後、電気通信工事に関し指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上の実務経験

○二級

資格	実地試験の受検に必要な実務経験年数
電気通信主任技術者	資格者証の交付後、電気通信工事に関し1年以上の実務経験

※ 学科試験の受検要件は、当該試験年度の末日における年齢が17歳以上の者

(4) 受検要件における指定学科について

既存の検定種目の受検要件における指定学科のうち、電気工学に関する学科については、電気通信工学に関する学科が含まれているが、電気工学に関する学科から電気通信工学に関する学科を切り出し、既存の検定種目の記載を踏まえ次表のとおり設定することが適当である。

検定種目	指定学科
電気通信工事 施工管理	電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学 又は建築学に関する学科

Ⅲ おわりに

本検討会では、電気通信工事に係る施工管理技術検定の創設に向け、施工管理技術検定で対象とする技術、試験科目、試験基準、受検要件等の必要な事項について整理した。これを踏まえ、電気通信工事に係る技術検定について、早期の創設が求められる。

なお、電気通信工事に係る施工管理技術検定の創設には直接関係しないものの、現状、主任技術者の要件ではない資格の中にも、実態はよく確認する必要があるが、工事担任者など工事に関わる資格もあり、主任技術者の要件を別途検討する際には、この取扱いについて検討する必要があること、そしてこの検討は早期に行われることが望ましいことを認識しておくべきである。

また、電気通信の分野については他の分野よりも技術の発展が早い分野であることや、電気通信工事に必要な技術としてはセキュリティ等のソフトウェアに関する内容も重要であることについて、試験を行う上で、指定試験機関も含め、留意すべきである。

(参考1)

電気通信工事業に係る技術検定創設に向けた検討会 委員

稲田 修一 東京大学先端科学技術センター元特任教授

木下 誠也 日本大学危機管理学部教授

◎ 中村 英夫 日本大学理工学部特任教授

松本 隆男 東京電機大学工学部教授

◎ 座長 (五十音順、敬称略)

(参考2)

電気通信工事に係る施工監理技術検定に関する検討会 開催状況

<第1回>平成29年2月8日

- 規約の制定について
- 電気通信工事施工管理に係る技術検定創設のための検討事項について
- 技術検定の種目及び技術について
- 試験の科目及び基準について
- 受検資格について
- 検定種目に応じた指定学科について

<第2回>平成29年5月12日

- 前回の指摘事項について
- 電気通信工事業の建設工事の内容の見直しの検討について
- とりまとめ（案）について